

山田町 NPO 事案の再検証報告書

検証の目的、会議の構成員、会議の開催状況	1 頁
組織の名称等、検証の進め方、取りまとめ	2 頁
検証結果	3 頁
会議における発言概要	7 頁
（参考）事案の概要	9 頁
（参考）会計検査院の平成 26 年度決算検査報告の抜粋	14 頁
（参考）議会の決議	15 頁
山田町 NPO 事案の再検証に関する有識者会議設置要綱	17 頁

平成 28 年 3 月 2 日

山田町 NPO 事案の再検証に関する有識者会議

1 検証の目的

山田町 NPO 事案に関し、先に山田町災害復興支援事業等検証委員会が行った検証について、県議会における『山田町災害復興支援事業等の第三者委員会での再検証を求める決議（平成 26 年 3 月 25 日）』及び『「山田町災害復興支援事業等の第三者委員会での再検証を求める決議」の尊重と誠実な対応を求める決議（平成 26 年 7 月 7 日）』に対応するため、新たな組織を設置し、当該事案における県の対応の妥当性について、改めて検証を行う。

2 会議の構成員

- ・ 内 田 正 之 氏 （弁護士）
- ・ 竹 中 孝 氏 （弁護士）
- ・ 田 村 泰 俊 氏 （明治学院大学法学部教授 行政法）
- ・ 山 内 潔 氏 （元会計検査院第 4 局専門調査官）
- ・ 山 口 道 昭 氏 （立正大学法学部教授 行政学）

3 会議の開催状況

(1) 第 1 回会議

日 時 平成 28 年 1 月 28 日（木） 午後 3 時 10 分から

場 所 岩手県公会堂第 21 号室

議 事 ア 新たな検証組織について

イ 事案の概要について

ウ 検証の進め方について

エ 検証（平成 23 年度補助事業計画の審査及び進捗管理、御蔵の湯）

(2) 第 2 回会議

日 時 平成 28 年 2 月 16 日（火） 午後 3 時から

場 所 マリオス（盛岡地域交流センター）180 号会議室

議 事 ア 御蔵の湯

イ 平成 23 年度補助事業の完了確認及び平成 24 年度補助事業計画の審査

(3) 第 3 回会議

日 時 平成 28 年 2 月 22 日（月） 午前 9 時 30 分から

場 所 マリオス（盛岡地域交流センター）181 号会議室

議 事 ア 前回会議の課題整理

イ 緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方

ウ 総括

エ 取りまとめ

4 組織の名称等

平成 28 年 1 月 28 日（木）に開催した第 1 回会議において協議を行い、委員長や座長は置かずに検証を進めることとした。また、検証組織の名称を「山田町 NPO 事案の再検証に関する有識者会議」（以下、「会議」という。）とすることとした。

【会議における意見の概要】

- ・ 短期間で検証を進めることとなるため、座長や委員長を置いた委員会形式で進めることは困難であると考えます。
- ・ 様々な考え方が示されると思うので、委員会形式にはこだわらない進め方とすべきである。

5 検証の進め方

第 1 回会議において協議を行い、平成 26 年 3 月に山田町災害復興支援事業等検証委員会が取りまとめた報告書の妥当性等について、次の 3 つの区分により検証を行うこととした。

ア 平成 23 年度補助事業計画の審査及び進捗管理

イ 御蔵の湯

ウ 平成 23 年度補助事業の完了確認及び平成 24 年度補助事業計画の審査

【会議における意見の概要】

- ・ 先の報告書や昨年の外部所見と同様の区分で検証を進める方法が良い。
- ・ 先の報告書においては、「通常の場合」と「通常でない場合」を区分しているが、補助対象外ではないかと思わせる情報に接した時の対応を検証することが重要である。
- ・ 県と山田町の関係だけに絞らず、県と県民の関係といった視点からの検証も必要である。

6 取りまとめ

平成 28 年 2 月 22 日に開催した第 3 回会議において協議を行い、会議における様々な意見を今後の補助事業の適正執行に向けた対応等に生かしていくため、結論を一本化することにこだわらず、多様な意見を反映した報告書として取りまとめることとした。

【会議における意見の概要】

例えば、御蔵の湯のリース契約に関して、補助対象と認めていることを妥当とする意見とそうでない意見があったことなどから、様々な意見を今後の補助事業の適正執行に向けた対応等に生かしていくため、結論を一本化することにこだわらず、多様な意見を反映した取りまとめとすべきである。

7 検証結果

(1) 総論（まとめ）

- ① 平成 26 年 3 月に山田町災害復興支援事業等検証委員会が取りまとめた報告書については、「緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方」や「総括」における市町村が委託事業を実施する場合の補助事業への関わり方として盛り込まれている内容など、検証結果としては概ね妥当であったと認められる。
- ② その中で、「通常の処理」と「そうでない場合」に区分した内容となっているため、外部に違和感を抱かせる結果になったと考えるということが、構成員の一致した見解である。
- ③ 県では、中間検査の徹底などの取組のほか、内部考査の実施や補助金等審査委員会の設置をはじめとした補助事業等の適正化に向けた取組を進めているが、今回の会議における以下の意見等も参考として、引続き再発防止にしっかりと取り組まれることを期待する。

（主な論点についての意見）

ア 平成 23 年度事業計画の審査及び進捗管理

平成 23 年度事業の進捗管理の段階で、しっかりとした審査を行うべきであったとの意見が多くあり、そうした対応をとるべきであった時点については、御蔵の湯の完成時との意見や事業費のみが増加して事業目的である雇用者数が増えていない変更内容の契約締結時との意見などがあった。

イ 御蔵の湯

当時は入浴施設を必要としており、初期の段階では特段の問題はなかったが、御蔵の湯の完成時などを契機として、リース契約の妥当性等の観点から踏み込んだ対応をとるべきであったとの意見があった。

また、リース契約の妥当性については、建設工事として発注したのと同じでありリース契約とするには無理があったとする意見がある一方で、御蔵の湯が応急仮設建築物であることなどからリース契約として補助対象と認めていることは非難できないとする意見があった。

ウ 平成 23 年度補助事業の完了確認及び平成 24 年度補助事業計画の審査

NPO 法人の問題が発覚した後に行った再調査レベルで完了確認を実施する必要があったとする意見や完了確認において問題を把握していれば、24 年度の過大な支出を防ぐことができたと考えられるなどの意見があった。

エ 補助事業等に係る県と市町村の関係

震災後でもあり、事業目的や要領の解釈など県が山田町を補完すべき領域が少し広がっていたと思われ、補助金を交付できるかできないかだけに限らないアドバイスも必要であったとする意見や行政資源が十分でない市町村に対しては、補完機能を積極的に果たして行く必要があるといった意見があった。

オ 法的責任等について

法的な意味での県の責任は認められないとの意見が多かったが、県には損害賠償責任のような法的責任はないとの考えがある一方で、山田町を監督しなければならなかったという注意義務違反の責任があったのではないかとの意見、県の責任をゼロにしては県民の納得が得られないであろうし、責任には道義的責任、政治責任、行政責任、将来への改善責任など法的責任に限らず様々あるといった意見があった。

(2) 各構成員の総括的所感

今回の検証を通じての各構成員の総括的所感は、次のとおりである。

ア 内田 正之 氏

- ・ 今回示された資料等に基づいて再検証を行った範囲において、3つの区分のいずれについても、結論としては「法的な意味での県の責任は認められない。」と捉えている。
- ・ 本件の検証の際には、補助対象外ではないかと疑うことのできる情報（いわゆるネガティブ情報）に接したときに、どこまで踏み込んでチェックすべきだったかという視点が不可欠だったと思われる。
- ・ そうした意味で、先の報告書における「通常の処理としては適切であった。」とのまとめには違和感があるが、今回示された資料の範囲でわかる上記ネガティブ情報からは、さらに踏み込んだチェックが義務となり、かつ、その義務を果たしていれば、リースの実態がないことや受託NPO法人の属性等からする目的外支出が平成23年度の完了検査の時点で明らかになったとまではいえない（したがって県の法的責任までは認められない）。
- ・ 御蔵の湯に関し、仮にリース契約の実態があったとしても補助対象外であった可能性が高いと考えているが、惜しむらくは、踏み込んで完了確認を行っていれば、リースの実態がないことまでを確認することができた、ひいては平成24年度の目的外支出の防止（受託者の変更を含む条件等の設定により雇用事業自体は継続した場合を含む）可能性もあったと考える。
- ・ 宮古地域振興センター内部や県庁と宮古地域振興センターの間で、御蔵の湯のような情報を得た場合に、どのように対応していくかといった仕組みをあらかじめ用意しておく必要がある。
- ・ そうした場合の判断を的確に行うため、専門的な法律知識を持っている職員等を活用する方法も考えられる。

イ 竹中 孝 氏

- ・ 先の報告書について、総括の仕方として「通常の処理としては適切であった。」との書きぶりは責任逃れに見える。
- ・ 本事案は、後から振り返れば、少なくとも御蔵の湯が完成した段階で県が別の対応をとっていれば、被害を最小限に食い止められていたと考える。
- ・ NPO法人が受託者として不適格だったことは事業がスタートした後に気付いたことであり、震災後の状況下ではそれもやむを得ない。今後、全ての事業について最初から疑いをもって審査することは現実的な対応とは考えられず、対象事案に応じて個別に対応していくしかないと考ええる。
- ・ 地方自治法第221条第2項に規定にする調査等の権限の及ぶ範囲について、先の報告書では、県の調査権が及ぶのは山田町までであると捉え

ているが、県の調査権は山田町の委託先である NPO 法人まで及ぶと解すべきである。

- ・ 県には損害賠償責任のような法的責任はないと考えるが、事業の適切な調査をして山田町を監督しなければならなかったという注意義務違反の責任はあると思われる。
- ・ 山田町から提出された実績報告書を調査確認しなければならなかったとする会計検査院の指摘は、今般の事案にも当てはまるのではないかと考える。

ウ 田村 泰俊 氏

- ・ 過去の問題点を指摘する検証が求められるのはそのとおりであるが、将来、二度と同じようなことを起こさないようにすることが大切であり、県には、そうした意味での改善責任がある。
- ・ 県民に対する県の責任として、将来への改善責任を果たしていくことが重要であり、先の報告書も同様であるが、今回の各構成員の意見を県として再発防止の制度のような形にする方向にもっていくことも大切である。
- ・ 県は市町村に対して補助金を交付した後、補助金が契約どおりに使われているかを何らかの形で確認する必要がある。
- ・ 県と市町村の間は対等関係であることが基本ではあるが、人的、財政的、組織的に県と匹敵するような政令市もある一方、行政資源が十分でない市町村もあり、そうした市町村に対しては補完機能を積極的に果たして行く必要がある。
- ・ 具体的な問題が生じた際に法的な根拠に基づいて、その問題に対してどのように関わっていくかといったことについて、市町村を含めた法務面でのサポート体制を効率的に運用する仕組みを考えていくことが必要である。

エ 山内 潔 氏

- ・ 先の報告書の妥当性については、その内容を個々に見れば概ね妥当とも捉えられるが、最後に「通常の処理としては適切であった。」と結んでいる部分で違和感を持たれていると感じる。
- ・ 今回、一番残念に思うのは、税金を適切に執行できなかったということである。山田町は事業主体であり間接補助事業者、県は補助事業者として、それぞれの責務を果たす必要があった。
- ・ 山田町は NPO 法人と委託契約を締結して事業を実施しており、交付決定の内容に違反等があった場合、NPO 法人が町に返還しなければならない。また、NPO 法人が返還できなければ山田町が県に返還することとなる。
- ・ 県は、事業の進捗管理の段階において、必要な都度、山田町を指導する必要があった。特に平成 23 年度の完了確認は、事案発覚後に再調査

を行ったレベルで実施しなければならなかったと考える。

- ・ 山田町が平成 23 年度事業を開始する前に、受託者に対して補助事業の仕組や要件などを十分に説明して理解を得ておく必要があった。

オ 山口 道昭 氏

- ・ 先の報告書の内容自体は妥当なことが盛り込まれているが、言い訳に見える書きぶりのために印象が悪くなかった。
- ・ 責任については、県・町・NPO 法人の間でどう振り分けていくかということであり、県の責任をゼロにしては県民の納得が得られないであろう。また、責任については、道義的責任、政治責任、行政責任、改善責任など法的責任に限らず様々なものがある。
- ・ 県と山田町の関係について、震災後でもあり、事業目的や要領の解釈などの点で県が山田町を補完すべき領域が広がっていたと思われ、補助金を交付できるかできないかだけに限らないアドバイスが必要であった。
- ・ 県の要領については、実態にそぐわない部分があれば改正すればよいし、国の要領であれば改正を働きかけるべきだった。
- ・ 平成 23 年度事業の完了確認について、確認に時間を要するのであれば交付決定を留保して繰越明許や事故繰越とする方法もあったと考える。また、そうしていれば、平成 24 年度事業の認定も留保できたのではないか。
- ・ 県の本庁と宮古地域振興センターの意思疎通が十分でなかったと感じた。
- ・ 県と市町村の関係を条例化する方法も考えられるが、その場合、補助金の使い方だけでなく、県と市町村の関係を総合的に規定する条例のほうがよいと考えている。
- ・ 大震災の直後のような状況では、いくらマニュアルを準備していてもうまく対応できないと思われ、そうした場面では、既存のマニュアルや要綱等を柔軟に解釈し、使いこなすことが必要である。

8 会議における発言概要

一般の検証に当たっては、以下の3つの区分により検証を進めたところであり、第1回から第3回までの会議における当該3区分に関する各構成員の発言概要は、次のとおりである。

(1) 平成23年度補助事業計画の審査及び進捗管理

【会議における主な意見】

- ・ 平成23年度の審査については、御蔵の湯を除けば県の対応に特段の問題は見当たらない。
- ・ 事前にNPO法人の適格性を判断するのは困難であるが、事業費が増えていく段階でチェックする必要がある。
- ・ 青森県や宮城県は疑義が生じた場合には個別に確認しており、書面審査を一步踏み出す対応も必要となる。
- ・ 事業開始後、ある程度の進捗管理の段階で、契約どおりに補助金が使われていることを確認する必要がある。
- ・ 事業費のみが増加して事業目的である雇用者数が増えていない変更内容の契約書もあり、そうした段階の審査が重要である。
- ・ NPO法人に対し、事前に要綱・要領の内容や補助事業の仕組みをしっかりと理解させる必要がある。
- ・ 地方自治法第221条第2項に規定にする調査等の権限の及ぶ範囲について、先の報告書では、県の調査権は山田町までにしか及ばないとしているが、県の調査権は山田町の委託先であるNPO法人まで及ぶと解すべきである。

(2) 御蔵の湯

【会議における主な意見】

- ・ 補助対象になるかどうか、リース契約ならばよいのかということを経済性の観点からも判断する必要がある。
- ・ 建設工事として発注したのと同じであり、リース契約とするには無理があった。
- ・ 当時の状況では入浴施設を必要としており、初期の段階では特段の問題はなかった。
- ・ 緊急雇用創出事業の目的に合致しているか、雇用がどれくらい創出されたのかが重要な視点であった。
- ・ 御蔵の湯が完成していく各段階でチェック機能がどう働いたかということが問題である。
- ・ 当時、リース契約として補助対象と認めていることは非難できないのではないか。

- ・ 契約書等を精査して、法律の専門家と同じレベルで見抜くことを県職員が行うことは難しかったのではないか。
- ・ リース契約の妥当性の判断等について、専門家のサポートを受ける体制を構築することが大事である。

(3) 平成 23 年度補助事業の完了確認及び平成 24 年度補助事業計画の審査

- ・ 平成 23 年度の完了確認は、事案発覚後に再調査を行ったレベルで実施しなければならなかったと考える。
- ・ 県が山田町を監督しなければならなかったという義務に違反したという責任があったのではないか。
- ・ 平成 23 年度の完了確認において問題を把握していれば、24 年度の支出を防ぐことができたと考えられ、結果に対しては、責任を負わなければならないと考える。
- ・ 踏み込んで完了確認を行っていたら、リースの実態がないことまでを確認することができた可能性もあったと考える。
- ・ 大震災の後、山田町の行政機能が格段に低下していることを考えれば、法的なアドバイスをはじめ、県が山田町を補完する領域が広がっていたのではないか。
- ・ 被災地の自治体のダメージが相当大きいと考えた時に、対等・協力の関係の中、県が山田町をもう少しバックアップする姿勢があってもよかった。
- ・ こうした会議の場で問題点をきちんと把握した上で、再発防止に努めることが大事であると思うが、当時の現場にそれを求めるのも厳しいという感じがある。

事案の概要

山田町（以下「町」という。）は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源とする県の緊急雇用創出事業補助金（補助率 10/10）（以下「補助金」という。）の交付を受けて、失業者を雇用して町の震災復興支援を行うため、平成 23 年度、平成 24 年度の 2 か年にわたり、下記の事業を、特定非営利活動法人に委託して実施した（以下「当該委託事業」という。）。

1 事業名

平成 23 年度：山田町災害復興支援事業

平成 24 年度：復興やまだ応援事業

2 事業内容

- ① 物資センターの運営を行うこと
- ② 防犯パトロール（海上、陸上）を行うこと
- ③ ボランティアセンターの運営支援を行うこと（平成 23 年度のみ）
- ④ 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること
- ⑤ 災害対応及び支援要員の育成に努めること
- ⑥ 被災者生活支援事業に関すること
- ⑦ その他、復旧、復興に関すること

(1) 委託契約の契約額及び期間

平成 23 年度：430,593,050 円（平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

平成 24 年度：791,417,000 円（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

（注：平成 24 年度は、事業休止した 12 月 11 日以降の期間について契約解除）

(2) 委託先

特定非営利活動法人 大雪りばあねっと。（以下「りばあねっと」という。）

代表理事 岡田 栄悟（北海道旭川市 平成 25 年 5 月 15 日解散）

平成 23 年度、当初、物資センター運営を目的に雇用創出数 7 人、事業費 15,000 千円で始まった当該委託事業は、その後 5 回の変更契約を行い、最終的に、平成 24 年 1 月 25 日付け契約書において雇用創出数 144 人、事業費 430,593 千円となった。

さらに、平成 24 年度は、平成 24 年 4 月 1 日付け契約書において雇用創出数 144 人、事業費 791,417 千円で継続実施したが、委託先の「りばあねっと」は、町から前払いを受けた事業費を平成 24 年 11 月までに使い切って事業継続できないとして、同 12 月に雇用していた従業員全員 137 人を解雇した。

この事態を受け、町及び県が平成 24 年度事業費の使途について調査を行った結果、国の緊急雇用創出事業実施要領（以下「実施要領」という。）において認めていない、建設業者への工事の発注や 50 万円以上の機材の購入等々、不適正な経理の実態が明らかとなった。

そのため、この調査結果を踏まえて平成 25 年 3 月に行った平成 24 年度事業に係る町の委託業務完了確認及び県の補助事業完了確認においては、経費の支出について、領収書等で金額を確認することのみならず、通常の処理として行ってはいない金額の大きい支払先への聴き取り調査の実施、宿泊費や交通費の支出と復命書に記録された日程・経路・参加者との突き合わせ、事務用品費目について 1 点 1 点明細の確認などを行った結果、事業との関連が確認できないことや制度に違反していることにより、町が「りばあねっと」に支払った委託料 7 億 9 千万円のうち 5 億 2 百万円が補助対象外となった。その結果、町が「りばあねっと」に支払った前払い金（委託料全額 7 億 9 千万円）のうちこの補助対象外（5 億 2 百万円）については補助金の交付が受けられず、それは町の一般財源からの負担となった。

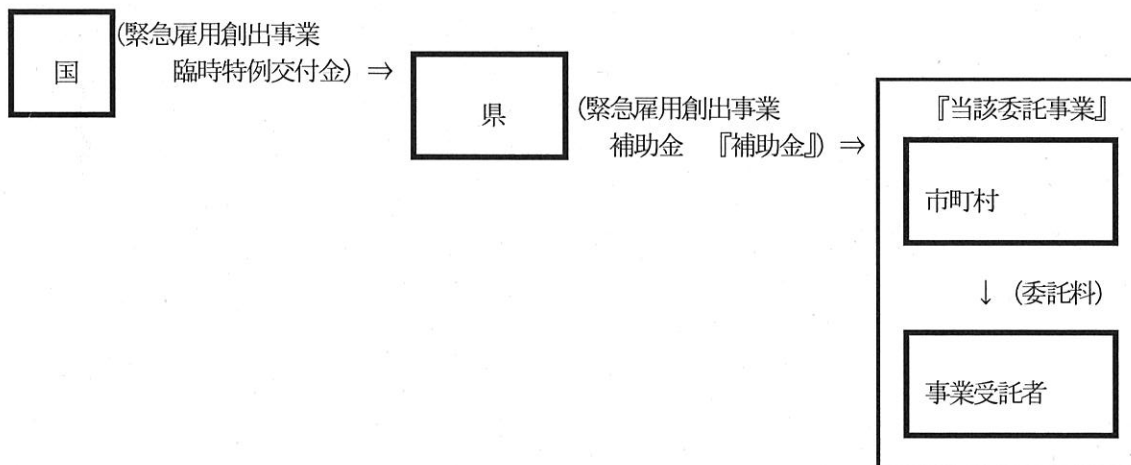
こうした平成 24 年度の経過を踏まえ、県は、既に平成 23 年度末に完了確認を行って確定させていた平成 23 年度事業費の再確認を、平成 25 年 6 月から 10 月にかけて行った。

「りばあねっと」が町に提出した支出一覧及び支出証憑を平成24年度分と同様の方法で見直し、さらに、支出一覧の信憑性が疑われる内容については、口座記録にあった支払先に照会するなどして精査した結果、補助金支出済額4億3千万円のうち1億6千7百万円を補助対象外と確定し町に通知した。これについては、平成25年度内に返還を求めることとし、今後手続きを行う予定である。

※県補助事業完了確認による補助対象外の額の状況

	①山田町委託契約実績額	②県完了確認の確定額	③補助対象外の額 (①-②)
平成23年度	430,486,582 円	262,996,133 円	167,490,449 円
平成24年度	791,417,000 円	289,423,261 円	501,993,739 円
計	1,221,903,582 円	552,419,394 円	669,484,188 円

【国、県、市町村（市町村事業の事業受託者者）の関係図】



3 補助対象外の額の状況

(1) 平成23年度山田町災害復興支援事業

項目	平成23年度 補助金額	再確認による 補助金額	補助対象外とした主な内容と金額	
人件費	231,728,490円	199,975,132円	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実態が確認できない新規雇用失業者人件費 2,017千円 勤務実態が確認できない監督人件費 4,384千円 保険料のうち人件費減額に伴う減及び事業主が肩代わりした本人負担分 20,099千円 	
人件費以外の経費	運賃	520,909円	15,360円	送付物不明の宅急便等代金 382千円
	制服費	4,353,245円	4,353,245円	
	燃料費	6,047,133円	5,462,996円	事業との関連が不明な県外給油 543千円
	旅費交通費	6,670,410円	4,575,010円	旅行者や旅行目的が不明 1,241千円
	通信費	32,699円	28,624円	延滞料 4千円
	消耗品	9,616,954円	5,881,451円	<ul style="list-style-type: none"> 購入備品に係る残存価値相当分 1,441千円 事業と関連が認められないもの 1,866千円
	水道光熱費	414,573円	414,573円	
	修繕費	2,882,192円	45,629円	<ul style="list-style-type: none"> 実態は建設工事で軽微な修繕と認め難い <ul style="list-style-type: none"> ✓ 防災センタードア修理 1,901千円 ✓ 駅裏給水修繕 923千円
	新聞図書費	91,405円	91,405円	
	研修費	6,243,704円	5,823,004円	キャンセル料 406千円
	賃借料	649,700円	601,700円	二重払い 48千円
	支払手数料	250,946円	168,206円	振込手数料のみで支払内容不明 70千円
	材料費	61,992,845円	6,177,209円	<ul style="list-style-type: none"> 実態は建設工事で軽微な修繕等の材料購入と認め難い <ul style="list-style-type: none"> ✓ 御蔵の湯建築材料費 42,767千円 ✓ 備蓄センター材料費 8,500千円 ✓ 駅裏耐火材料費 1,869千円
	借上料	576,769円	124,500円	重機借上料(建設工事に該当) 452千円
リース費	98,414,608円	29,260,698円	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約前に発生した経費 2,702千円 リースの実態が確認できない(受託者が直接支払)等 64,368千円 	
小計	198,758,092円	63,023,610円		
合計①	430,486,582円	262,998,742円		
収入②	—	2,609円	預金利息	
補助対象額①-②	430,486,582円	262,996,133円	補助対象外の額: 167,490,449円	

※ 人件費以外の経費の「項目」は、受託者が町に提出した支出内訳書による。

(2) 平成 24 年度山田町災害復興支援事業（復興やまだ応援事業）

項 目	りばあねっと 実績報告額	補助金額	補助対象外とした主な内容と金額	
人 件 費	261,204,733 円	209,010,525 円	<ul style="list-style-type: none"> 新規雇用失業者人件費で規定外手当や勤務実態が確認できない等 16,657 千円 監督人件費で勤務実態が確認できない等 6,923 千円 対象外見合いの社会保険料等 28,615 千円 	
人 件 費 以 外 の 経 費	リ ー ス 費	397,981,267 円	27,503,106 円	<ul style="list-style-type: none"> 経費の内容が不明なもの、支払証憑等がないもの等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 建設会社への支払 140,000 千円 ✓ リース会社への支払 108,548 千円 ✓ 監視船チャーター 17,401 千円 ✓ その他内容不明分 61,299 千円 事業期間以外分のリース料等 22,842 千円 リースの実態が確認できない(受託者が直接支払)等 12,666 千円
	材 料 費	30,800,016 円	4,618,492 円	<ul style="list-style-type: none"> 経費の内容が不明なもの、支払証憑等がないもの 21,200 千円 従業員給食費相当額 2,791 千円
	制 服 費	9,565,574 円	4,826,376 円	・ 私用とみなされるもの等
	燃 料 費	8,506,126 円	7,565,583 円	・ 北海道内での給油等
	施設管理費	4,151,379 円	3,641,243 円	・ 住居用燃料等
	事 務 用 品	56,292,162 円	22,872,691 円	・ 備品の購入、明細が不明なもの等
	そ の 他	6,504,198 円	1,183,847 円	・ クレジットカード請求支払等
	賃 借 料	1,777,415 円	1,633,415 円	・ 経費の内容が不明なもの
	研 修 費	6,034,320 円	3,232,950 円	・ 研修内容、参加者等研修の実績が不明等
	旅費交通費	17,170,244 円	3,367,626 円	<ul style="list-style-type: none"> 旅行記録がない県外での給油、高速料金、航空機等交通費 使用記録が無いタクシー料金
小 計	538,782,701 円	80,445,329 円		
合 計 ①	799,987,434 円	289,455,854 円		
収 入 ②	—	32,593 円	・ 預金利息	
補助対象額①-②	799,987,434 円	289,423,261 円		
(参考)	山田町契約額 791,417,000 円	289,423,261 円	補助対象外の額 : 501,993,739 円	

※ 人件費以外の経費の「項目」は、受託者が町に提出した支出内訳書による。

○ 会計検査院の平成26年度決算検査報告（抜粋）

【山田町 NPO 事案に係る緊急雇用創出事業の指摘額（不当額） 13,143,158 円】

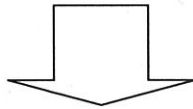
本院が、10 都道府県において、10 都道府県及びこれらの都道府県から補助金の交付を受けた管内の 132 市区町村を対象に会計実地検査を行った結果、3 道県（注 1）及び 23 市区町村（注 2）が実施した基金事業において、受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規に雇用する失業者の募集に当たり公募を行っていなかったりなどしていたため、計 222,016,588（交付金相当額同額）が 10 都道府県（注 3）に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の 10 都道府県及び 23 市区町村において市区町村又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、10 都道府県において 23 市区町村に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省において 10 都道府県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

（注 1） 3 道県 北海道、山梨、広島両県

（注 2） 23 市区町村 函館、盛岡、花巻、一関、釜石、二戸、奥州、鶴岡、高岡、魚津、（中略）、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、（以下省略）

（注 3） 10 都道府県 東京都、北海道、岩手、山形、富山、山梨、三重、広島、山口、香川各県



このような事態が生じていたのは、

- 1 山田町において NPO 法人から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと。
- 2 岩手県において山田町から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと。
岩手県において山田町に対する指導監督が十分でなかったこと。
- 3 厚生労働省において岩手県に対する指導監督が十分でなかったこと。

などによると認められる。

山田町災害復興支援事業等の第三者委員会での再検証を求める決議

東日本大震災津波による失業者を対象とした県の緊急雇用創出事業に係る平成23年度山田町災害復興支援事業及び平成24年度復興やまだ応援事業について、県と山田町が行った調査の結果、約6億7千万円の多額の経費が補助対象外となったことから、県の事業の適切な執行管理のあり方を検討することを目的として、県は、「山田町災害復興支援事業等検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を平成25年12月2日に設置し、検証作業を行った。

本県議会は、これらの事案について、事業の受託者である「特定非営利活動法人大雪りばあねっと。」の不適切な事業や経理により、結果として事業の実施を打ち切らざるを得なくなったことは、補助事業者として善管注意義務を負うべき県の責任は重く、極めて不適切な予算執行であるとの判断により、平成24年度岩手県一般会計歳入歳出決算を不認定としたところである。

また、山田町が独自に行った第三者調査委員会においても、補助事業者である県に対し、多額の未払金の見逃しなど、指導監督の厳密さが欠如していたとの報告がある。

その後、検証委員会がまとめた報告書は、県の関与が適法か否かにのみ焦点を当て、その責任範囲を限定的にしているなど、期待された検証目的からかい離れた極めて不十分な内容であったことから、本県議会においては、多くの議員から批判が相次いだ。

その要因として、本来であれば第三者を中心に徹底した検証と責任を明らかにすべきであるにもかかわらず、検証委員の大半が県の職員で構成されたことによる客観性の欠如とともに、同事案の発生を受け、再発防止策として掲げた中間検査も形式的な取組に過ぎないと思わざるを得ない実態が明らかであったことが挙げられる。

これまで、本県議会は、県の補助事業等において不適切な事案が発生した際には、適正な事務執行を求める決議を議決するなど、県当局に対し一層の注意喚起や再発防止策の実施を求めてきたところであるが、今回の事案では、結果として過去の教訓が生かされず、震災からの復興に向けて歩み始めた県民の県政への信頼を失墜させることとなった。

よって、県は、より外部の視点を取り入れた第三者委員会を新たに立ち上げ、県民への説明責任を果たせる結果を得るため、再度の検証を行うよう強く求める。

上記のとおり決議する。

平成26年3月25日

岩手県議会

「山田町災害復興支援事業等の第三者委員会での再検証を求める決議」の尊重と誠実な対応を求める決議

平成26年2月定例会最終日に本県議会は、「山田町災害復興支援事業等の第三者委員会での再検証を求める決議」を可決し、県に対して「より外部の視点を取り入れた第三者委員会を新たに立ち上げ、県民への説明責任を果たせる結果を得るため、再度の検証を行うよう強く求める」こととしたところである。

本件は県政の重大課題であり県民も大きな関心を寄せている中で、今6月定例会に入るにあたり、決議が可決されて既に3か月が経とうとしているにもかかわらず、同決議に対する対応について予め県から自発的に説明されることもなく、この間、知事は記者会見において「今、所管部局に対して、決議内容を十分に精査するよう指示しているところ」などと述べるにとどまり、知事が県政運営の最高責任者として、十分な自覚と使命感を持って事案の解明と再発防止に努めていると受け取ることが到底できない状況であった。

さらには、議員からの指摘を受けて、6月26日になってようやく顧問弁護士の意見を「情報提供」という形で機械的に知らせるだけの姿勢からは、県議会と同決議を軽視していると断じざるを得ない。

いうまでもなく、決議は、合議体としての議会の最大かつ重大な意思表示であり、事務の執行に当たっては、当然ながら最大限尊重されるべきものである。

県議会が決議で求めている本旨は、県及び職員の関わりについて、県の主体性に基づいた客観的な再検証による責任の解明と再発防止策の徹底であり、本会議で表明された「捜査や裁判により全容解明が図られることを期待し、当面、これらの行方を見守る」「会計検査院の検査に対応していくことで決議への対応に資する」とする県の姿勢は、制度の趣旨を混同し、問題の本質を歪曲するものであり、自浄能力の欠如を露呈している。

このままでは、県が主体的に説明責任を果たす意思が感じられず、ひいては、県民の県政に対する信頼も回復できないものである。県には、二元代表制のもとでの議会制民主主義の原理を重んじ、これまでの同決議への一連の対応について猛省を促すものである。

よって、本年3月25日に可決した「山田町災害復興支援事業等の第三者委員会での再検証を求める決議」に対して、県は、真摯に議会の意思を尊重し、誠実かつ迅速に対応するよう強く求める。

上記のとおり決議する。

平成26年7月7日

岩手県議会

山田町NPO事案の再検証に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1 山田町災害復興支援事業等検証委員会が平成26年3月に取りまとめた報告書の妥当性等についての検証を行うため、山田町NPO事案の再検証に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2 有識者会議は、法制度や補助事業の役割や権限等に精通している別紙に掲げる5名により構成する。

(会議)

第3 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

ただし、構成員の了承を得た場合は、持ち回りによる会議を行うことができる。

2 会議は原則として公開とする。ただし、会議に出席している構成員の過半数が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第4 有識者会議の庶務は、総務部人事課（行政経営担当）及び商工労働観光部商工企画室（管理担当）において処理する。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項が生じた場合は、その都度、構成員に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。

別 紙

- 内 田 正 之 氏 (弁護士)

- 竹 中 孝 氏 (弁護士)

- 田 村 泰 俊 氏 (明治学院大学法学部教授)

- 山 内 潔 氏 (元会計検査院第4局専門調査官)

- 山 口 道 昭 氏 (立正大学法学部教授)